

**所得変動による調整措置モデルケース**

＜対象者：Aさん61歳(妻58歳を扶養)の場合＞

**対象者の判定** 平成19年3月に会社を退職、平成18年中に比べ大きく所得が減少

**平成19年度**

	平成18年中会社に勤務
給与収入(平成18年分)	5,000,000円
給与所得	3,460,000円…①
社会保険料控除	500,000円
配偶者控除	330,000円
基礎控除	330,000円
所得控除合計額	1,160,000円…②
人的控除の差の合計	100,000円

所得変動

**平成20年度**

	平成19年3月会社を退職
給与収入(平成19年分)	1,200,000円
給与所得	550,000円…③
社会保険料控除	120,000円
配偶者控除	330,000円
基礎控除	330,000円
所得控除合計額	780,000円…④
人的控除の差の合計	100,000円

条件1	平成19年度市県民税の課税所得金額 ① - ② = 2,300,000円	>	所得税と市県民税の人的控除額の差の合計 100,000円
条件2	平成20年度市県民税の課税所得金額 ③ - ④ = 0円	≤	所得税と市県民税の人的控除額の差の合計 100,000円

よって、条件1と条件2を同時に満たしているため、Aさんは減額の対象となります。

**減額となる市県民税額の計算**

$$\left[ \begin{array}{l} \text{平成19年度} \\ \text{課税所得金額} \\ 2,300,000\text{円} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{平成19年度} \\ \text{所得割の税率} \\ \text{(一律10\%)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{平成19年度} \\ \text{調整控除額} \\ 2,500\text{円} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{平成19年度} \\ \text{課税所得金額} \\ 2,300,000\text{円} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{平成18年度} \\ \text{所得割の税率} \\ 10\% - 100,000\text{円} \end{array} \right]$$

= 97,500円

Aさんは申告により納付済の平成19年度市県民税が減額され還付されます。

**＜参考＞所得税と市県民税の人的控除額の差**

(単位：万円)

区 分		所得税	市県民税	差 額	
配偶者控除	一般	38	33	5	
	老人(70歳以上)	48	38	10	
	同居特別障害	一般	73	56	17
老人		83	61	22	
配偶者特別控除	配偶者の前年の合計所得金額	38万円超40万円未満	38	33	5
		40万円以上45万円未満	36	33	3
扶養控除	一般	38	33	5	
	特定(16歳～22歳)	63	45	18	
	老人(70歳以上)	48	38	10	
	同居老親等	58	45	13	
	同居特別障害	一般	73	56	17
		特定	98	68	30
		老人	83	61	22
同居老親等		93	68	25	
障害者控除	特別障害	40	30	10	
	普通障害	27	26	1	
寡婦・寡夫控除	特別寡婦	35	30	5	
	一般寡婦・寡夫	27	26	1	
勤労学生控除		27	26	1	
基礎控除		38	33	5	

■問合先 税務課市民税係 ④(内線298、256)